

令和5年度 国民健康保険制度について

住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

令和5年度の保険税率が変わります

	令和4年度			→	令和5年度		
	医療分	後期分	介護分		医療分	後期分	介護分
所得割	7.74%	2.42%	1.77%		7.92%	2.63%	1.84%
均等割	2万6,400円	7,800円	8,100円		2万5,600円	8,600円	8,400円
平等割	2万6,400円	7,200円	6,300円		2万6,000円	8,800円	6,500円
賦課限度額	65万円	20万円	17万円		65万円	22万円	17万円

保険税の軽減判定の基準が見直されました

「均等割」「平等割」は、世帯の所得に応じて保険税が軽減されます。(7割、5割、2割軽減)
このうち、次の2つの段階の範囲が拡充されます。

	令和4年度		→	令和5年度	
	基準となる所得金額			基準となる所得金額	
5割軽減	43万円 + (28万5,000円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下			43万円 + (29万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	
2割軽減	43万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下			43万円 + (53万5,000円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	

※給与所得者等 = 一定以上の所得のある給与所得者と公的年金等の受給者

1年間の保険税額の目安

※一定以上の所得のある人が世帯内に1名かつ未就学児を含まない場合の試算

所得金額	世帯人数	40～64歳の人数	所得の種類	保険税額(年額)		保険税軽減
				令和4年度	令和5年度	
500万円	4人	2人	給与等	74万9,900円	77万3,400円	—
			その他	73万7,900円	76万900円	—
250万円	4人	2人	給与等	45万1,700円	46万3,600円	—
			その他	40万1,200円	41万2,300円	2割
150万円	4人	2人	給与等	29万3,800円	30万700円	2割
			その他	22万3,900円	22万9,900円	5割
150万円	2人	0人	給与等	22万800円	22万6,500円	—
			その他	21万600円	21万6,000円	—
50万円	2人	0人	給与等	6万8,200円	6万9,400円	5割
			その他	5万8,000円	5万8,900円	5割
なし	1人	0人	—	2万300円	2万600円	7割

※給与等 = 一定以上の所得のある給与所得者と公的年金等の受給者

令和5年度 後期高齢者医療制度について

住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

保険料の軽減判定の基準が見直されました

世帯の所得に応じた均等割の軽減のうち、2つの段階（5割、2割軽減）の範囲が拡充されます。

令和4年度		→	令和5年度	
所得が次の金額以下の世帯	軽減割合		所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
43万円+(28万5,000円×世帯の被保険者数) + 10万円×(給与所得者等の数-1)	5割		43万円+(29万円×世帯の被保険者数) + 10万円×(給与所得者等の数-1)	5割
43万円+(52万円×世帯の被保険者数) + 10万円×(給与所得者等の数-1)	2割		43万円+(53万5,000円×世帯の被保険者数) + 10万円×(給与所得者等の数-1)	2割

※給与所得者等とは、次のいずれかに該当する方です。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

1年間の保険料額の目安

①単身世帯の場合

年金収入	令和4年度	令和5年度	均等割軽減
80万円	1万5,500円	1万5,500円	7割
197万円	8万9,800円	7万4,200円	5割
221万円	12万6,500円	11万6,100円	2割
240万円	14万7,400円	14万7,400円	なし

②夫婦2人世帯（共に被保険者）で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の年金収入	区分	令和4年度	令和5年度	均等割軽減
80万円	夫	1万5,500円	1万5,500円	7割
	妻	1万5,500円	1万5,500円	
226万円	夫	12万1,600円	10万6,100円	5割
	妻	4万1,500円	2万5,900円	
275万円	夫	18万5,800円	17万5,400円	2割
	妻	5万1,800円	4万1,500円	
300万円	夫	21万3,200円	21万3,200円	なし
	妻	5万1,800円	5万1,800円	

令和5年度の保険税（料）額は、国民健康保険は世帯主宛て、後期高齢者医療は個人宛てで7月にお知らせします。

広告

広告